平成２９年（再イ）第１９１号

名古屋市守山区大森３丁目503番地　クレスト・スリー103号

再生債務者　浅井　好彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月７日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１号

松江市鹿島町南講武836番地

再生債務者　佐野　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月７日　　松江地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第１３７号

札幌市白石区南郷通７丁目南３番９号

再生債務者　濱　　康幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月８日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１７８号

札幌市白石区本通３丁目北２番５―402号

再生債務者　難波江昌則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月８日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２号

秋田県横手市追廻２丁目２番６号

再生債務者　福田　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月８日　秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（再イ）第５号

福島県会津若松市城北町８番46号　レジデンスマルニ201号

再生債務者　栗田　　祥

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月８日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２９年（再イ）第１８号

静岡市葵区瀬名７丁目33番４号　メゾングランリューＡ棟102号

再生債務者　望月　敬之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月８日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第４１号

大阪府阪南市和泉鳥取1078番地の４

再生債務者　本田　　貴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月８日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再イ）第１０号

広島県呉市吉浦新町１丁目７番３―203号

再生債務者　瀧川　秀臣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月８日　　広島地方裁判所呉支部

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第14号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年11月21日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　**廣**直

1．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
四国横断自動車道阿南四万十線	香川県さぬき市津田町鶴羽字東良谷2366番１から香川県木田郡三木町大字池戸字穴田1705番３まで

2．指定する期日　平成29年11月21日

3．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に搭載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上走行すること。